

肺がん地域連携パス運用要項

<目的>

- 1) 地域での医療機関のがん診療における機能分担を明確化し、がん診療連携パスを用いることによって診療の質の向上を図る。
- 2) 定期的な検査を、重複を避けながら確実に施行し、術後合併症対策と再発の早期発見を図る。

<対象症例の種類>

T		NO・MO
第6版のTNM	第7版のTNM	病期（第7版）
T1 (≤3cm)	T1a (≤2cm)	IA
	T1b (>2-3cm)	IA
T2 (>3cm)	T2a (>3-5cm)	IB
	T2b (>5-7cm)	IIA (IB)
	T3 (>7cm)	IIB (IB)

()内は第6版での分類

上記肺がんに対し、治癒切除がなされたものを対象とし、非治癒切除例、重複がんは対象外とする。また、直近の検査で異常がない症例を対象とする。

<運用上の注意点>

- 1) 患者に対する病名告知を原則とする。
- 2) 臨床病期などの取り扱いについては「肺癌取扱い規約第7版」に準じる。
- 3) 本パスは、バリアンス分析とアウトカム評価により適宜改定に努める。
- 4) 各医療機関で行われた検査データは、次回受診先の連携医療機関に診療情報提供書を添えて、必ず伝達する。

<運用期間>

- 1) 連携パス運用の開始時期は各病院の決定に委ねられるが、運用期間は原則術後5年間とする。
- 2) 病院において手術を受けた患者について、退院時に連携するかかりつけ医を決定し、そのかかりつけ医に対して運用依頼書を用いて、地域連携パスによる共同診療を依頼する。

<運用手順>

I. かかりつけ医の先生の初回診療日の確認（予約）

患者さんから「連携パス」導入の同意が得られれば、担当者から初回診療日の確認（予約）の連絡をさせていただきます。予約が必要な場合は、予約日時をお知らせください。

II. かかりつけ医の先生の初回診療時と毎月診療時

初回診療時には、患者さんに以下のものを持参していただきます。

- ・ 肺がん地域連携パス 患者さん用（私のカルテ）
- ・ 肺がん治療（根治・経過観察例）に関する連携計画書（医療者用パス）
- ・ 診療情報提供書
- ・ その他の資料（診療の記録等）

医療者用パスは、診療録に保管するとともに、治療スケジュールの目安とします。

かかりつけ医の先生は、診察時に医療者用パスの治療スケジュールにもとづいて問診、検査等を実施し、患者用パス（私のカルテ）の該当項目にチェックをしてください。

（個別の検査結果等は、患者用パス（私のカルテ）に貼布された検査結果をご覧ください。）

【問診・触診】

問診・触診は以下の点にご留意ください。

問診

- ・ 湿性咳嗽 （術後の咳嗽は乾性で、術後3～6ヶ月で消失します。）
- ・ 胸痛 （術後疼痛は、3～6ヶ月間継続します。術後期間が経過した後に再度胸痛が出現した場合は、主治医にご連絡下さい。）
- ・ 呼吸困難 （術後は徐々に改善し、あるところで定常状態となります。その後の呼吸困難は、主治医にご連絡下さい。）
- ・ その他、気になる症状がありましたら、病院主治医にご連絡下さい。

触診

- ・ 鎖骨上窩リンパ節、頸部リンパ節を触診し、新たな腫大があれば病院主治医にご連絡下さい。

【血液検査の項目】（血算・生化学）

Hb・WBC・Plt・T.Bil・AST・ALT・Cr・BUN・Na・K・Cl・Ca・ALP・LDH

【腫瘍マーカーの項目】

CEA・シフラ、SCC、pro-GRP

（上記のうち、術前に高値を示したマーカーのみ実施して下さい。）

【画像検査の項目】

胸部xp撮影

【その他の検査の項目】

喀痰細胞診 扁平上皮癌の患者及び重喫煙者（BI600以上）は、3～6ヶ月に1回実施して下さい。6ヶ月に1回は病院に受診してもらうため、実施できない医療機関におかれましては未実施で結構です。

【内服薬の項目】

処方薬（内服）の有無についてチェックします。あれば『併用薬・一般薬』の項目につながります。

【併用薬・一般薬の項目】

内服薬のありの場合に、肺がん治療の併用薬か、別の目的による処方薬かでチェックします。

【その他】

必要に応じて適宜追加

また、患者さんには「肺がん地域連携パス 患者さん用（私のカルテ）」をお渡しし、自己チェックで気になることや日常の健康管理で心配なことがあれば、かかりつけ医の先生に相談するように伝えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

Ⅲ. 病院受診の前に

病院定期受診前の診療時に診療情報提供書を記載していただき、患者さんにお渡しください。

<バリエーションと対処法>

バリエーション		対処法
再発が疑われるとき	症状がなく、差し迫った生命の危険がないと思われるとき	2週間をめぐりに病院呼吸器外科受診
	症状がある、または差し迫った生命の危険があると思われるとき	電話連絡ののち病院呼吸器外科あるいは救急外来受診

<その他>

- ・投薬については、基本的にかかりつけ医の先生にお願いします。
- ・副作用等が疑われるときは、先生のご判断で適宜、投薬の中止・再開をしていただいで結構です。
- ・投薬終了後の通院間隔はかかりつけ医の先生のご判断でお願いします。
- ・病院での定期受診は5年目までとしています。
- ・定期受診日以外でも必要があれば病院の受診を患者さんに案内してください。
- ・当院地域連携担当部署は、FAXの授受などを行い。このFAXを用いて事務的な連絡をさせていただきます。

<お問い合わせ先>

病院
電話 053- - (直通)
FAX 053- -